

宋代における両税の折納について

島居 一康

【要約】 唐代両税法と較べて現物納付の傾向が強い宋代両税法の科徴方法が、どのような過程を経て成立したのか、不明な点が多い。本稿では、まず唐代両税法における折納の中心課題が「両税錢」の絹帛による折納であった事実から出発し、唐末・五代を経て宋初に至るまでの時期における両税科徴方法の変容の過程を跡づける。さらに、折納制を媒介にして、宋初咸平三年（一〇〇〇）以降、江南諸路において「税錢」額を基準とする絹帛の夏税正税化が図られたことにより、五代以来の南北の地域差がひとまず解消され、宋代両税の科徴方法が整備されたことを確認する。次いで宋代両税における折納の原則と諸形態及び折納価格の決定方法などの分析を行い、併せて錢納の位置づけについて検討を加える。

史林 六四巻五号 一九八一年九月

はじめに

宋代における両税の科徴は、しばしば折納によって行われた。折納とは「本来租税として納むるべき或る物品（即ち本色）に代えて、其の価格に相当する他物を納付すること」^①であり、折科（科折）、折変と呼ばれることもある。

租税代納の一形態である折納は、両税法の施行当初からすでに見られるが、租庸調制のもとでも行われていたし、同じ両税法体系のもとで、明代の後半、銀流通の発達を背景に税役徴取方法の改革が図られた後においても、頻繁に行われていたものである。

両税法の施行以後、九世紀前半までの時期における両税の折納に関しては、これまで日野開三郎・松井秀一・船越泰次

氏らの研究により、物価との関係や折算価格、その方式など、幾つかの重要な問題が明らかにされた。^②

しかし宋代になると、「兩税は現物納である」との認識がなされ、また事実、唐宋・五代と比べて銅錢流通量が飛躍的に増大し、かなりの程度にまで貨幣経済が鄉村に浸透していたにも拘らず、宋代を通じて兩税は現物納の性格を色濃く保ち続けた。勿論、部分的に錢納が行われたのも事実であるが、錢納をめぐる深刻な問題を抱えていた唐代兩税法からのこうした変化は、いかなる過程を経て成し遂げられたのであろうか。

こうした変化が、折納制を媒介として進行したであろうことは当然考えられるが、五代・宋初における兩税科徴の実態については、史料制約もあって、不明な点が多い。また、五代の分裂時代に増幅されたかに見える、税制面における南北の地域差も、例えば江南各地における身丁錢の賦課が、南宋に至るまで存続していたように、宋代兩税の科徴方法の整備に当たって、大きな影響を及ぼしたと考えられるが、宋代の兩税科徴方法については、主客戸制や戸等制との関連も含めて、まだ解明さるべき問題が多い。

こうした事情を反映してか、宋代の兩税科徴における折納に関しては、ごく簡略な概括的説明や断片的事例の紹介がなされるにとどまることが多い。また、その評価に際しては、官府の恣意や収奪強化など、しばしばその否定的な側面が強調される反面、折納を行う理由や目的、及び折納価格の決定方法、錢納を含む折納方式の諸形態などについては、必ずしも体系的に明らかにされていない^③。

本稿は、九世紀以降における折納制の展開過程を跡づけながら、宋初において兩税の科徴方法がどのような形で整備されたのか、その方式と時期とを確認し、そうして整備された科徴方法のもとで運用される折納制の原則及び折納方式の諸形態の分析を試み、併せて錢納問題の位置づけについても検討を加えることを目的とするものである。

① 加藤繁訳註『旧唐書食貨志・旧五代史食貨志』（岩波文庫）頁一九

三。

② 日野開三郎「兩税法と物価（一）（二）（三）」『東洋史学』二二・一三・一四、一九五五、松井秀二「裴瑄の税制改革について」『史

学雑誌」七六一七、一九六七)、船越泰次「唐代兩税法における斛斗の徴科と兩税錢の折羅・折納問題―兩税法の課税体系に関連して―」

『東洋史研究』三二―四、一九七三)。

④ 部分的ではあるが宋代兩税の折納に触れたものとして、東一夫『王

第一章 唐宋・五代における折納制の展開

建中元年(七八〇)の施行当初から、兩税の科徴は「田畝之税」としての斛斗と「兩税錢」との二本立てで行われていた。斛斗は夏秋の税苗として田畝より現物で科徴されたのに対し、兩税錢は戸の資産に依り、戸等に基づいて錢納させることを原則としていた。すなわち兩税錢とは、兩税科徴の総額を錢數で表示したのではなく、兩税科徴総額のうちから斛斗部分を除いた、錢額賦課部分を指した。この点については、兩税科徴総額の錢數・錢納原則を主張する日野開三郎・松井秀一兩氏の見解の批判の上になされた、船越泰次氏の研究によって、すでに明らかにされている。^①

唐宋・五代を経て宋初に至る時期における兩税科徴方式の展開過程を跡づけるに当たって、この点は極めて重要である。すなわち、兩税法の施行後、間もなく始まった絹帛による折納の拡大、及び全面的な現物納化の議論を背景としてなされた九世紀前半における折納方式の一連の改革は、一貫して兩税錢の折納をその中心課題としていたばかりでなく、五代を経て宋初に最終的な整備を見るに至るまで、兩税法は、兩税錢の絹帛折納に見られる、見錢と絹帛との対応関係を軸として、その科徴方法を変容させていったからである。

第一節 唐宋における兩税錢の折納方式

錢納を原則とする兩税錢の科徴は、施行後間もなく所謂「貨輕錢重」の情勢をもたらし、絹帛・穀物等の物価は急落した。生産物の売却による以外に見錢入手の手段を持たない多くの農民にとって、錢納の強制はその経営の破壊につながり、農村の疲弊は深刻の度を深めた。

安石新法の研究』第一編第二章第五節「宋代兩税法の錢納と鄉村の貨幣經濟」、河上光一『宋代の經濟生活』(吉川弘文館一九七二)頁二三
一、宮崎市定「北宋史概説」(『アジア史研究』一所収)頁二八二など。

九世紀に入ると、藩鎮による恣意的な見銭科徴に歯止めをかけるとともに、税戸の過重な負担を軽減し、その再生産を維持させる目的をもって、兩税錢額の絹帛・斛斗等による折納の拡大が、税制改革上の重要課題となった。以下、先学の研究に依拠しながら、九世紀における折納制の展開過程を概観してみたい。なお、兩税科徴のもう一本の柱である斛斗についても、時に折納が行われることがあったが、税制改革上、重要性をもたないので、ここでは考察の対象としない。

まず、憲宗の元和四年（八〇九）、宰相裴瑋が行った改革では、兩税錢の一部を見銭徵納部分として定額化し、残余を絹帛等で折納させ、その際の絹帛等の換算価格（折価）は、中央の定める公定価格に依ることとした。^②

次いで元和六年（八一二）、さきに定めた見銭徵納部分について、さらに折納を拡大し、その五分の二は見銭を納めさせるが、残り五分の三については、「実估」すなわち市価による絹帛折納を認めた。^③ 従ってこの段階では、兩税錢額を絹帛で折納する際、当時一般に「虚估」と呼ばれた中央公定の標準価格（省估・中估ともいう）^④と、市価（実估・実価）との二種の折価が存在していたことになる。

こうして、見銭徵納部分は兩税錢総額中に占めるその比率を次第に下げてきたのであるが、長慶元年（八二二）には、この部分についても「実估」による布帛・斛斗の折納を認めたため、兩税錢については、形式上その全額が現物で折納されることとなった。これは、前年における、戸部尚書楊於陵による兩税錢・塩課・酒税等の全面的な現物納化の建議、及びそれを受けた中書門下の奏請に基づいてとられた措置である。北宋時代、司馬光・蘇轍らは、この時の改革を、兩税の全面的な現物納制への移行措置であったとみなしている。^⑦

しかし現実には、この後も見銭の科徴は行われていたのであって、長慶元年の改革は、決して兩税錢の全面的な現物納化を図ったものではなかった。この折納方式においては、見銭徵納部分の枠が依然として存続しており、その額について、錢価と等価値の「実估」による、布帛・斛斗の折納が許容されたに過ぎなかったのである。

以上、主に船越氏の研究に依りながら、元和・長慶期における折納制拡大の経過を概観したが、次節において、五代に

おける両税の科徴方法を考察するためには、むしろ長慶以降、両税銭の折納がどのような方式で運用されていたのか、その具体例を把握しておく必要がある。

長慶元年の改革により、両税銭総額の内訳は、「虚估」による絹帛折納部分、「実估」による絹帛折納部分、及び現実には存続したままの見銭徴納部分の三者となった。これ以降、両税銭の科徴は、この三者各々の比率に基づいて定められた額によって行われることとなる。

例えば四川においては、両税銭の半額を見銭で、残り半額を雑物で、時価に上積みした価格で折納させていたが、太和四年（八三〇）には、両税銭額の三分の二を見銭で、残り三分の一を「匹段及び雑物」で、やはり時価に上積みした上で折納させることとしたという。^⑨この三分の二の見銭徴納部分の中に、「実估」による絹帛の折納部分が含まれるのかどうか確認できないが、翌太和五年（八三二）、唐朝の直接支配下に復した鄆州等十一州に対して、

其兩税、權酒及徵物足數虛、実估、并留州・留使・上供等錢、斛斗、比類諸道、一一開項分析、平均攤配、立一定額、使人知營數不可加減。（『冊府元龜』卷四八八、邦計部、賦稅二、太和五年十一月詔）

と指示しており、ここでは「虚估」「実估」二種の折納価格、及び錢・物・斛斗それぞれの「定額」（營數）が存在していたことが明らかである。また、『冊府元龜』卷四八八、邦計部、賦稅二、会昌四年（八四四）七月の中書の奏には、

諸道百姓所納二税、并留州錢帛諸物、多是虚攤價例。其分數、並乃不依朝廷。

というように、両税銭額中の見銭部分と絹帛折納部分との比率を示す「分數」の語が見え、さらに、同じく大中四年（八五〇）正月、大赦節文には、

其諸道州府、応所征兩税匹段等物、並留使錢物納匹段等、虚、実估、及見錢、従来皆有定額。

とあって、「虚估」・「実估」による絹帛（匹段）等の折納額と見銭徴納額の三者について、それぞれ「定額」があるとして

いる。

以上の例に見るように、長慶以降の兩税錢の科徴は、現実の運用に当っては、絹帛等による折納部分と見錢徵納部分との定額を定め、前者をさらに「虚估」部分と「実估」部分とに分ける方式が採用されていた。こうした「分數」乃至「定額」が規定どおり遵守されることは、当時の情勢から考えてむしろ稀であつたと思われ、だからこそ再三にわたり、この方式に依るよう指示しているのであろうが、この方式は、次節で見られるように、五代中原諸朝の兩税科徴方法における新局面―絹帛の正税化―をもたらず出発点に位置づけるべき性格のものである。ここでは取りあえず、長慶以降の折納方式を、「分數定額方式」と呼ぶこととする。

第二節 五代華北の「本色」絹帛と江南の「税錢」

五代に入ると、兩税の科徴は、折納制を媒介にしながら、新たな展開を見せる。五代は、坊郭戸を対象とする屋税（地稅）の独立、附加税たる沿徵の創始、江南における身丁錢の賦課など、租税体系全体が大きく変質した時期であり、また、中原諸朝と四川・江南に割拠した諸国との間には、税制を含む国制全般にわたって、かなりの地域差も生じていた。兩税科徴方法の変化も、もとよりこうした全体的な動向や新たな諸要因との関連において捉えるべきであるが、本節では考察の対象を折納制の展開過程に限定し、地域的には、華北では後唐・後周、江南では呉・南唐における兩税科徴方法の形式上の差異によって、南北の対比を試みるにとどめる。

唐朝を倒した後、ただちに「兩税の法、咸みな唐制に因る」（『冊府元龜』卷四八八、邦計部、賦税二、梁太祖開平元年（九〇七））とする方針を打ち出した後梁については、兩税法運用の実態を伺うべき史料を欠くが、後唐になると、同光三年（九二五）閏十二月のこととして、

吏部尚書李琪上言、請賦税不以折納為事、一切以本色輸官、又不以紐配為名、止以正税加納。勅曰、本朝徵科、唯配有兩税、至於折納、當不施為。宣依李琪所論、應逐税合納錢物斛斗塩錢等、宣令租庸司指揮、並准元徵本色輸納、不得改更。若含有移改、即具

というように、李琪の上疏を受けて、兩税の「折納」を禁止し、ただ「本色」を納めさせる方針に變りのない旨を勅している。

ところで、ここで禁じられている「折納」が、唐末に整備された折納制、すなわち兩税錢の絹帛等による折納であったと解すると、後唐朝の方針は、兩税錢額の全面錢納への回帰策であったことになるが、そういう理解は成り立たない。なぜなら、この勅が出される以前に後唐では「稅杀」を輪納させていた事実があるほか、勅文中に「合に納むべきの錢・物・斛斗・塩錢等」は「並びに元徴の本色に准りて輪納せしめ」とあるように、見錢・布帛・斛斗・塩錢等を、本来徴納すべき「本色」として規定どおり納めさせているからである。ここで禁止されている「折納」は、これら本色の恣意的な變更であると見なければならぬ。

後唐における毎年の夏秋稅租及び塩・麴・折徵等、諸般の錢穀の内訳を見ると、

大・小麦、麴麥、豌豆、正稅、疋段、錢、鞋、地頭錢、權麴、蚕塩、諸色折科

となっている^⑬。このうち、大・小麦、麴麥、豌豆は所謂「斛斗」であり、「正稅疋段」は絹帛である。末尾の「諸色折科」の中にも絹帛は含まれたであろうが、絹帛が錢とともに「本色」とされていることがわかる。なお、後周においても、夏秋兩税の諸項目は、

疋段、錢、糸綿細線、糧食、藁草、鞋

とされており^⑭、後唐の場合とほぼ同様である。

このように、五代中原諸朝においては、夏秋兩税は、斛斗とともに絹帛・見錢を「本色」と定めて科徴されているのであって、唐代兩税の科徴方法とは、その形態において明らかに異なっている。すなわち、この段階では、夏秋兩税錢額と

の対応関係において絹帛の納入額を定めるという前提、すなわち「分數定額方式」に至るまでの絹帛折納の前提が消滅しており、従ってまた、「夏秋兩稅錢」の呼称も姿を消しているのである。¹⁵⁾

絹帛・見錢を斛斗その他とともに正税「本色」化するこうした兩稅科徴方法を、唐末以来の折納制の展開過程において位置づけるとすれば、「分數定額方式」における絹帛折納部分が、夏秋兩稅錢額との対応関係を失いながら、錢納部分と分離し、絹帛が、「本色」化された、換言すれば、夏秋兩稅錢額が、「分數定額方式」に基づく折納制を媒介にして、「本色」絹帛と見錢とに分立した、ということができよう。

一方、五代江南における兩稅科徴方法は、華北とはかなり異なった様相を呈する。宋代の江南東西路にほぼ相当する、呉—南唐の領域においては、周知の史料であるが、洪邁の『容齋統筆』卷一六、宋齊丘の項に、

吳順義年中、差官與版簿、定租稅。甌田上土者、每一頃稅錢二貫一百文、中田一頃稅錢一貫八百、下田一頃千五百、皆足陌見錢。如見錢不足、許依市價折以金銀。算計丁口課調、亦科錢。宋齊丘時為員外郎、上策乞虛擡時價、而折紬・綿・絹本色。……是時、絹每匹市價五百文、紬六百文、綿每兩十五文。齊丘請、絹每匹擡為一貫七百、紬為二貫四百、綿為四十文、皆足錢。

とあり、この方式が宰相徐知誥（のち南唐烈祖）によって実行に移され、以後、南唐・宋初へと引き継がれたとしている。

ここに見える「稅錢」は、田土の等級別に割り付けた錢額により、各戸の田土面積を錢數で表示したもので、足陌の見錢で納入させることを目的とした賦課である。ただし、斛斗の科徴は、同じく田土の等級に対応しながらも、斗升合で表示される畝ごとの納入量を定めており、「稅錢」額と斛斗納入量との間に、直接の対応関係はない。

南宋淳熙二年（一一七五）に編纂された江南東路徽州（歙州）の地志『新安志』卷二〇、叙貢賦によれば、ここでは唐末、昭宗の景福中（八八二—八八三）にこの地に拠った楊行密壘下の武將陶雅により、近隣諸県に比べてかなり高い稅率が定められたという。同じく「稅則」の項に記載する稅率を見ると、

上田園 每畝稅錢二〇〇文、秋苗米二斗二升

中田園 每畝稅錢一五〇文、秋苗米一斗七升七合

下田園 每畝稅錢一〇〇文、秋苗米一斗三升三合

である。この稅率が唐末以來のものであるとすれば、吳の稅則（上上田每畝稅錢二一〇文、中田一八〇文、下田一五〇文）に近似している所から見て、吳の「稅錢」方式は、唐末歙州の科徵方式と何らかの關連があると考えられる。

このような科徵方法は、「稅錢」「苗米」の二本立てという点で唐代の兩稅科徵方法と同様であり、「稅錢」は形式上唐代の夏秋兩稅錢の系譜に連なるものといえる。ただし、「稅錢」が田土の等級に応じて割り付けられるものである点、また、夏稅に限定されている点で、戸等に応じて錢額を割り付けた唐代の夏秋兩稅錢とは異なっている。

ところで宋齊丘は、この「稅錢」を市價の約三〜四倍に「時價を虚擡」した紬・綿・絹で折納させよう上策し、これが実施された。ここでは紬・綿・絹（及び金銀）の納入は、あくまでも正稅「稅錢」に対する折納であるとされている。この方式は、宋朝による江南征服後においても、そのまま繼承されている。すなわち、『統資治通鑑長編』（以下『長編』と略称）卷一八、太平興國二年（九七七）六月己未の条に、

江南西路輦運使言、諸州蠶桑少而金價頗低。今折稅、絹估小而傷民、金估高而傷官。金上等旧估兩十千、今請估八千、絹上等旧估一千、今請估一千三百余、以次增損。從之。

とあり、「稅を折する」に当たり、絹の估價が低く、金の估價が高いため、絹・金の對銅錢、公定折算價格の調整を行っている。

ここに見える江南南路輦運使は、この年に着任した樊若水で、彼は太宗の命を受けて精力的に江南における銅錢流通政策を推進した。この措置は、そうした銅錢流通策の一環としてとられたものである。ただし、元來絹帛生産が少ない江南において、銅錢流通量の増大と價值の高まりは、相對的に金價・絹價の低落をきたす。對銅錢比價の低落した金價格を、

従来の高価のままに放置することは、税銭の金による折納を認めている官にとって不利となり、低落した絹価で折税する農民にとっても不利である。樊若水は、金一兩銅錢十貫の換算率を八貫に引き下げ、他方絹価は逆に一匹一貫文を一貫二百文に引き上げて、銅銭の価値の安定を目指したのである。ここで「折税」が、本色たる見銭の、絹或いは金による折納を意味していることは明らかである。本色見銭とは、吳—南唐以来の「税銭」に他ならない。

江南の兩税科徴方法は、さきに見た中原諸朝のそれとは、かなり異ったものであると言わねばならない。本節では、絹帛と見銭との対応関係を軸に、南北の対比を試みたわけであるが、華北では長慶以降の「分數定額方式」による絹帛折納を媒介にして、兩税銭額が本色絹帛と本色見銭とに分立したので対し、江南では吳より南唐を経て宋初に至るまで、絹帛の納入は一貫して本色「税銭」の折納として位置づけられていたのである。

① 「はじめに」註①の諸論文の他、日野開三郎「兩税法の基本的四原則」(『法制史研究』一一、一九六〇)、「楊炎の兩税法の見居原則と錢數・錢納原則」(『史淵』八四、一九六一)、松井秀一「兩税法の成立とその展開」(『岩波講座世界歴史』古代六、一九七二所収)等参照。

② 松井秀一「はじめに」註①論文参照。

なおこの事実は『冊府元龜』卷四八八、邦計部、賦税二、憲宗元和四年二月度支の奏、及び同年五月の勅文に依る。

③ 『唐會要』卷八三、租稅上、元和六年二月勅「其所納見錢、仍許五分之中量徵二分、余三分兼納實估匹段」に依る。

④ 日野開三郎「はじめに」註①論文によれば、「中估」は実估より二・三割高く定められた公定価格で、中央省定のものであったが故に省估とも呼ばれた。

⑤ 『文苑英華』卷四二六、翰林制詔七、赦書七、長慶元年四月三日南郊改元赦文「天下州縣應徵科兩稅・榷酒錢内、旧額須納見錢數者、並任百姓隨所有足段及斛斛、依当地時價送納、不得逾索見錢」。

⑥ 『冊府元龜』卷五〇一、邦計部、錢幣三、元和十五年八月、中書門下奏「今擬群官・戸部尚書楊於陵等伏請、天下兩稅・榷鹽・酒利等、悉以布帛糸綿、任土所產物充稅、並不徵見錢、……請商量付度支、……仍約元和十五年徵納布帛等估價、其有旧納虛估物、与依虛估物廻計、如旧納實估物並見錢、即于端匹斤兩上量加估價廻計」。

⑦ 『資治通鑑』卷二四二、唐紀五八、穆宗長慶元年九月乙巳「始使兩稅皆輸布糸綿、獨榷・酒課用錢」。『鑿城集』卷三七、乞借常平錢贖上借及諸州軍糧狀「故自熙寧以前、民間兩稅皆用米麥布帛。雖有沿納諸色雜錢、然皆以殺帛輸納。蓋未嘗納錢也」。

⑧ 日野開三郎「はじめに」註②論文参照。

⑨ 『冊府元龜』卷四八八、邦計部、賦税二、太和四年五月、劍南四川宣撫使・諫議大夫崔戎奏「准詔旨、制置劍南四川兩稅。旧納見錢、今令一半納見錢、一半納當土所在雜物、仍于時估之外、每貫加餽三百五文、……今請、兩稅錢數内、三分二分納見錢、一分納足段及雜物。准詔、每貫加餽五百文、計優饒百姓一十三萬四千二百四十三貫文」。

⑩ 一般に「兩税錢物」は兩税錢及びその折納として徴取される絹帛を謂う。「斛斗」「錢」と対置された「物」が絹帛を指すこと、日野開三郎『五代史』（中国古典新書）頁四九注⑨参照。

⑪ 草野靖「宋の屋税・地税について」『史学雜誌』六八一四、一九五九、曾我部靜雄「宋代の身丁錢と戸口問題」『宋代財政史』所収、柳田節子「宋代の丁税」『東洋史研究』二〇一、一九七二、日野開三郎「五代の沿徴に就いて」『史淵』一三〇等参照。

⑫ 『五代会要』卷二五、租税、後唐同光三年二月勅「今扼緊檢去處、於夏、輸稅、上、每兩作三等、酌量納錢貨、与充本迴國取市軍裝衣賜」。

⑬ 『冊府元龜』卷四八八、邦計部、賦稅二、明宗長興元年（九三〇）二月制「応天下州府各徵秋夏苗稅、河南府・華・耀……等州四十七處、節候常早。大小麥・麩麥・豌豆、取五月十五日起徴、至八月一日納足。正稅定段・錢・鞋、地頭・權酒・葦塩及諸色折科、取六月五日起徴、至八月二十日納足」。

⑭ 同、太祖広順三年（九五三）正月勅「省司元納夏秋稅、正段每疋納十〔錢〕、錢每貫七錢、糸綿細線每十兩納耗半兩、糧食每石耗一斗・八錢、蒲草每十束耗一束・錢五分、鞋每兩一錢。此外別無配率」。これは正税に対する加耗の率で、後唐においても綿絹絶布綾羅の加耗は每匹錢十文、見銭は每貫七文とされていた（同、長興元年三月勅）。

⑮ 周藤吉之「五代に於ける均税法」『中国土地制度史研究』所収）によれば、五代を通じて何度か行われた均税における中心課題は各戸の田土面積の掌握であり、夏秋兩税の賦課は田土を直接対象として行われていた。こうした「均税」の過程で夏秋兩税錢額は田税中に繰りこ

まれ、本色絹帛額・本色見銭額に分立したと考えられる。

⑯ 『宋会要輯稿』（以下『宋会要』と略称）食貨七〇、賦稅雜錄、紹興三年九月七日、江南東西路宣慰劉大中の言によると「徽州山多地瘠、所産微薄、自為唐陶雅將歙縣・績溪・休寧・祈門・黟縣田園、分作三等、增起稅額。上等每畝至稅錢二百文、苗米二斗二升。為輸納不前、却將細絹綿布、虛增高佃、紐折稅錢。謂之元估八折」とあり、稅錢の絹帛折納も陶雅に始まったように述べている。

⑰ この方式の先驅は、周知の元額の均田法である（『元氏長慶集』卷三八、同州奏均田狀）が、夏秋兩税錢額の處理については具体的にはわからない。

⑱ 馬氏『南唐書』卷二二、李元清伝「夏賦、準責見繒、民苦之。元清奏請、納帛一疋、折錢一千、以為定制」。

⑲ 『長編』卷一八、太平興國二年二月壬辰朔詔。

⑳ 當時なお江南における銅錢流通は充分ではなかった。『長編』卷二四、太平興國八年三月「臣（張齊賢）聞、江南旧以鉄為幣、今改用銅錢、民間難得」。

㉑ 『容齋隨筆』の記述には「細絹絹本色」の語が見えるが、著者洪邁はこの記事を大中祥符年間（一〇〇八—一〇一六）に太常博士許載が著したという『吳唐拾遺錄』からの引用として述べている。「本色」細絹綿で稅錢を折するという表現自体、不自然な用法であるが、許載或いは洪邁は、江南においても細絹綿の夏税本色化がなされた十一世紀以降の状態に基づいて、かかる表現を行ったものと考えられる。

第二章 宋初における兩税科徴方法の整備

後周朝の継承者たる宋朝が、四川・江南・嶺南に割拠する諸国を次々と滅ぼしてほぼ全国を統一したのち、税制を含む諸制度を統一国家にふさわしいものにひとまず整備し終えたのは、およそ太宗朝後半から真宗朝前半、すなわち十世紀末から十一世紀初頭にかけての頃であった。従ってこの時期における兩税の科徴方式を見るためには、五代の分裂期に形成された南北の地域差を前提にしながら、どのような形でその整備を図ったか、という視点を設定する必要がある。

第一節 咸平三年における絹帛の夏税正税化

宋初の華北における兩税科徴の実態を伺うべき史料は少ない。わずかに、宋朝成立間もない太祖の乾德元年（九六三）における「租籍」が、

錢、絹帛、粟、糸綿、薪菜、金銀

の諸項目で構成されていたこと^①、また太宗の開宝年中（九六八―九七五）、開封府で夏税の納入に当たり、斛斗を売却して價錢を納めているので、夏税斛斗について「倉式例」^②による小麦・紬絹・見錢の折納を行わせたこと、さらに同じ開封府で、至道元年（九九五）、夏税の正色斛斗ならびに蚕食塩・麻鞋の滯納分を、粟豆・大小麦で折納させたこと^③、などが知られるに過ぎない。しかしこれらの事例により、宋初の兩税の科徴項目が、前章第一節で見た華北諸朝のそれをほぼ継承して、錢（金銀）、正色斛斗（＝粟）、紬絹糸綿、及び麻鞋等の沿納物品を内容とするものであったことは確かめ得る。

兩税の帳籍の作成が初めて全国的に命ぜられたのは、太宗の淳化四年（九九三）のことであったが^④、翌々至道元年、重ねて州県に「兩税版籍」の作成を命じ、その書式を天下に頒った^⑤。それには、各県について、その「戸数、夏秋二税の苗畝・桑功、正税及び縁科物」を記載すべきものとされた。この統一記載形式は、苗米及び絹帛（桑功）とともに正税として掌握する原則に基づくものであり、すでに五代以来、絹帛を正税本色として納めさせていた華北の方式に則り、兩税科徴方

法の全国的な整備を図ろうとしたと見られる。こうした原則に基づく「兩税版籍」の作成が全国的に遂行されるためには、絹帛の正税化がその前提条件となる。

江南では、さきに見たように、太平興国二年(九七七)の段階では、絹帛はなお、「税錢」の折納にかかるものとされ、正税化していなかった。このような地域における絹帛の正税化は、どのような過程を経て遂行されたであろうか。

『文獻通考』卷二〇、市糶考一、均輸市易の項に、

一折帛・和買、非古也。国初、二税輸錢・米而已。咸平三年始令州軍、以税錢物力科折帛絹、而於夏科輸之。此夏税折帛之所從始也。

とあり、兩税は国初以来「錢」「米」を輸めるだけであったが、咸平三年(一〇〇〇)、始めて「税錢」額において絹帛を科折し、夏税として輸めるようになった、という。これと同内容の記事は『宋会要』食貨六四、折帛錢、高宗建炎三年の条にも見えるが、ここで言う「夏税折帛」は、決して折帛錢の科徴や和預買紬絹を指しているのではない。兩浙路明州の地志である『宝慶四明志』卷五、郡志五、叙賦上には、「夏税正税」の項の説明に、

咸平三年戸部計度。合支殿前諸軍及府界諸色人春冬衣、用絹綿布數百万匹兩。始牒諸路軫運使諸轄下州軍、出產物帛等處、就近計度、於夏秋税錢物力科折、準備輦運上京。自此始以夏秋合納錢米、科折絹綿數目、併於夏税送納。

とあって、禁軍兵士及び開封府界の官員等に支給すべき衣料絹帛の需要の増大を理由として、絹帛を産出する地方では、夏秋「税錢」額において絹帛に科折し、これを夏税に統合して納めさせることが、咸平三年に始まったとしている。これは「夏税正税」としての本色絹帛の起源を述べたものであり、和買紬絹・折帛錢については別項に記載がある。

この咸平三年の戸部の措置は、至道元年の全国的な「兩税版籍」の作成の方針と関連させて考察する必要があるであろう。すなわち、五代以来、正税として絹帛が科徴されている華北に対して、さらに加えて絹帛の正税化を図る必要はなく、また、「国初、二税輸錢・米而已」という表現も、この節の冒頭で見たように、宋初華北の兩税科徴方法にはあてはまらない。

逆に、江南東西路のように、宋初においてなお「税錢」を本色として絹帛を折納していた地域においては、この措置により、絹帛は「始めて」夏税本色として科徴されることとなるのである。

こうした措置がとられた理由として、『宝慶四明志』は、衣料絹帛の需要の増大をあげている。当時は、軍制・官制の整備拡充にともない、兵士・官員に給付すべき絹帛の需要が増大しており、預買紬絹の制度が創始されたのも太宗朝末年のことであった。^⑦

ところで、絹帛は古来「輕貨」として貨幣の代替機能を果たすことが多かったとはいえず、一方では商品として流通していたのであって、宋代に入ると生産地も広がって流通量も増し、商品としての地位を益々高めてきたといわれる。^⑧ 兩浙路の一部を除き、絹帛生産の少なかった江南各地においても、そうした事態は進行していたであろう。絹帛の正税化は、生産及び流通の増大を前提として行われ、また逆に、正税絹帛の科徴が、その生産・流通を促すことになったと考えられる。また、十世紀末から十一世紀初めにかけて、宋朝は、五代における幣制の混乱を克服すべく、全国を銅錢經濟化させる通貨対策を強力に推進し、四川を除いてほぼ成功を収めたといわれる。^⑩ 通貨政策の成功によってもたらされる豊富な銅錢の供給と流通量の増大、それにもなう銅錢価値及び絹帛市価の安定もまた、「税錢」額と絹帛納入量との対応関係を安定させ、絹帛正税化を可能にした大きな要因であったと考えられる。

第二節 江南諸路における「税錢」と夏税本色

ここでは、現存する地方志によって、江南諸路における宋初の兩税科徴方法^⑪、及び絹帛の夏税本色化の経過を跡づけてみよう。

〔江南東西路〕

前章第二節で見たように、江南東路の徽州では、田園を上中下の三等に分け、それぞれ畝ごとの夏税錢、秋苗米の額を定めていたが、このうちの夏税については、上田園の場合、毎畝の「税錢」は二〇〇文とされ、これは、

紬四寸、絹一尺三寸、布一尺、綿三錢、見錢五五文、塩錢二二文、脚錢二二文

に折して納めさせる。^⑭このうち、「雑錢」と総称される見錢・塩錢・脚錢の三色は、それぞれ南唐の時の麴錢（見錢）・塩錢・脚錢に由来し、いずれも本来田土面積とは直接の対応關係を持たない税目であったが、すでに課税の根拠のなくなった宋初において、なお税目が残存し、賦課されていたものである。^⑮

ところで宋初において、この「雑錢」の総額約五万緡は、「税錢」総額の三九・五%を占め、上中下三等の田園に対し、すべてこの比率で每亩の「税錢」額中に繰りこんでいる。^⑯「雑錢」はその後、絹・紬・綿・米・麥等で折変されるようになるが、それ以前は、例えば上田園の場合、每亩の「雑錢」合計七九文を差し引いた残り一二一文の「税錢」額を、紬四寸、絹一尺三寸、布一尺、綿三錢として折納させていたことになる。また、「雑錢」の折変が行われた段階で、すでにこれらの紬・絹・綿は、「税紬」、「税絹」、「税綿」と呼ばれており、いずれも正税化していたことがわかる。^⑰因みに「雑錢」の折価を「税錢」のそれと比較してみると、後者は前者の約二倍となる。折価を定めた時点の隔たりを考慮に入れても、この開きは大き過ぎるので、「税錢」の折価が市価に依ったとは考えられない。

江南東西路においては、前に見たように、呉の時に定められたという絹一疋の折価は、市価五〇〇文に対して一貫七〇〇文、南唐の李元清の時に一貫文（市価は不明）であり、宋初太平興國二年には樊若水が一貫文から一貫三〇〇余文に引き上げている。「雑錢」折変時の折価の約二倍にあたる「税錢」の折価は、樊若水が改定した折価を踏襲したもののようである。江南東西路では、呉―南唐以来の「税錢」の絹帛による折納方式のもとで、太平興國二年に改定した折価を踏襲しながら絹帛の夏税正税化がなされたと考えられる。『新安志』の宋初の税制に関する記述には、年次の記載が全くないが、絹帛の正税化は、前節で見た、咸平三年の戸部の措置に基づいて行われたと見るのが妥当であろう。

〔兩浙路〕

兩浙路の潤州（鎮江府）は、五代には呉越の領域に属していたが、末期に南唐の支配下に入った。当時の課税項目は、

『至順鎮江志』卷六、賦税、常賦に引く蘇蓬の『丹陽志』によれば、

夏税 塩、絹、羅、綿、糸、苧、大小麦。 秋租 苗米、糯米、豆、布、蘆葦。

であった。これら諸税目はそのまま宋代に引き継がれたが、「宋代になって」田土の肥瘠に基づいて上・中・下・不及等の四等級に分け、夏秋の税額を定めたという。^⑮『至順鎮江志』はさらに『祥符圖經』を引用して、この地における夏税の諸項目が、絹、羅、糸、紬、綿、大小麦の他、

錢一、六一〇貫、塩錢八、一〇一貫、塩脚錢一七貫七〇〇文

であったと述べている。錢・塩錢・塩脚錢は江南東路徽州の「雜錢」に相当するものと思われるが、潤州に関しては、五代・宋初における「税錢」の存在を確認できない。

兩浙においては、太平興国五年（九八〇）に、朝臣王永・高象先が派遣されて「均税」が行われ、例えば蘇州（平江府）では、田土を中・下の二等に分けて、中田は每亩夏税錢四文四分、秋米八升、下田は三文三分、七升四合と定めている。^⑯蘇州崑山県では、景德・祥符間（一〇〇四—一〇一六）の夏税が「丁身塩錢二千六百余貫、絹一万五千三百余疋、綢七百七十疋、綿一千三百屯」であったというが、^⑰丁身塩錢を除く絹帛の納入額は、太平興国五年の均税によって定められた「税錢」額に依ったと見られるのである。

このように、太平興国五年に均税が行われたとされる兩浙路においては、蘇州のように「税錢」方式を採用して田土の等級別に每亩の課税額を定めた所もあれば、潤州のように「税錢」の存在を確認できない所もある。後者については、五代末期の科徴方法が、むしろ華北のそれに近似している所から、「税錢」方式を新たに導入する必要がなかったと見るべきであろう。宋代の兩浙における、こうした路内の地域差については後に再び触れることとする。

〔福建路〕

太平興国五年の均税は、当時兩浙路に属していた福建路（福建路の成立は雍熙二年（九八五）でも実施された。福州では、

五代の閩の時の「白配」の銭額を「夏税銭」の額となしたのち、さらに「沿徴」分を除去して税則を定め、田土を中下二等に分けて、上田は毎畝夏税「産銭」四文四分、秋米八升、下田はそれぞれ三文七分、七升四合とした^②。毎畝の銭額・苗米額は、前に見た蘇州と同数値であり、福州では「税銭」を「産銭」と称したことがわかる。

福州ではさらにその後、大中祥符四年（一〇二二）に、夏税銭総額中から身丁銭分が除豁され、総額七、〇六九貫有奇を定額とした^③。この額は南宋淳熙年間の定額八、一四八貫有奇とあまり差がないが、淳熙年間には、このうち約四五%にあたる三、六九〇貫を、紬一千匹、裨布一万匹、小麦一、五〇〇石で折価し、残り五五%にあたる四、四五八貫有奇を、銅銭、鉄銭で納めさせている。紬、裨布、小麦の折価はそれぞれ一匹六五〇文、一匹二四四文、一斗四七文である^④。この折価額は「久例」と記されているのみで、定めた年次を明記しない。しかし福州で始めて夏税銭額を折科したのは「咸平初」であったと記しており、折科の総額及び内訳が後年のものであるとしても、紬、裨布、小麦の折価は、咸平初（恐らく咸平三年）のものを見てよいであろう。

以上の三路については、現存地方志により、宋初における税制整備の過程を、或る程度追跡し得たが、その他の地域については、そうした方法をとることができない。しかし、第一節で見たように、宋初の両税科徴において「税銭」が存在した地域は、咸平三年の戸部の措置によって、その額を基準に絹帛の夏税正税化が図られた地域であると見なければならぬ。宋初、どの程度の地域的広がりをもって「税銭」が存在していたかを検証するためには、間接的ながら、『永樂大典』卷七五〇五、倉、常平倉三に引く『中書備対』に記載する、熙寧九年（一〇七六）の諸路免役銭徴取基準が参考になる。それによると、坊郭戸は別として、基準に田土面積や物力をとらず、「税銭」を採用した地域は、

江南東・西路、福建路、広南東・西路

の五路の全域であり、

兩浙路、荆湖南路、梓州路、成都府路

の四路では路内の一部で「税錢」基準が採用されている。^③華北諸路では、五代以来、「税錢」に相当するものは存在しなかったが、熙寧九年にはすでに方田均税法の施行が始まっていることもあって、鄉村では全て「田色頃畝」が基準とされている。^④江南東・西路と福建路については路内全域で「税錢」（福建では「産錢」）基準が採用されており、前に見た「均税」が全路にわたって遂行されたことを裏づける。そこで華北諸路及び江南東・西、福建路を除き、「税錢」基準を採用した地域の、宋初の状態について検討してみよう。

広南は、元來絹帛生産の少ない地域であったため、咸平元年（九九八）には、この地域に課せられた絹帛の額を「麻苧頃畝」に換算し、絹布に代えて麻布を納めさせている。^⑤この時には「税錢」の存在を確認できないが、十一世紀半ばになると、

広南西路夏稅布、旧例每匹折錢二百。（『長編』卷一七四、皇祐五年（一〇五三）六月癸未）

といい、すでに「税錢」額を基準とする麻布折納が行われていたようである。

兩浙路については、

浙西民戸富有物力。自浙以東、多以田産營生、往年造簿、山泉常以稅錢、余處以物力推排。不必齊之以法。（『宋會要』食貨一一、
版籍、元豐元年（一〇七八）十二月九日）

というように、免役錢徴収が行われたのちでも、五等版簿における戸等分立の基準は路内で統一されていないかった。これは、前にも見たように、太平興國二年の均税の際、「税錢」方式による税制の整備が、全路にわたって徹底しなかったためと考えられる。

次に四川においては、

広四川管内州府軍県、今後所納兩稅錢、折科匹帛、並依逐州在市毎月三旬時估價例折納。（『宋會要』食貨七〇、賦稅雜錄、開宝六

妻与油絹・見錢等、令人戸取便折納。……今覽奏陳、特宜依允、宜依所奏。取人戸隱便、依倉式例折納諸色斛斗并綿油絹見錢、故茲榜示、各令知悉。

④ 『宋会要』食貨七〇、賦稅雜錄、至道元年八月「京邑諸縣、凡欠夏稅正色斛斗并蠶食鹽・麻鞋、並令折納大麥……詔御史台、劾三司・司祿・倉司官吏、民所欠租稅、以豌豆・大小麥、取便輸納」。

⑤ 『宋会要』食貨一二、戸口、太宗淳化四年三月詔「戸口稅賦帳籍、皆不整……令知州〔通〕判、共為一狀、畧令簿尉、共為一狀、限一月內附取以聞」。

⑥ 『宋会要』食貨七〇、賦稅雜錄、至道元年六月「令諸州重造兩稅版籍、頒其式於天下。凡一縣所管若干戸、夏秋二稅〔畝〕桑功、正稅及綠科物、用大紙作長卷……〔一〕内は『長編』卷三八、同年月条により補う」。

⑦ 日野開三郎「五代藩鎮の孝系絹と北宋朝の預買絹」〔『史淵』一六、曾我部靜雄「南宋の和買絹及び折帛錢の研究」〔『宋代財政史』所収〕参照。

⑧ 加藤繁『唐宋時代に於ける金銀の研究』上、第二章第六節、第三章第三節、宮崎市定前章註②書第三章第四節、佐藤武敏「中國古代絹織物史研究」下、第四編第三章等参照。

⑨ 梅原郁「北宋期の布帛と財政問題―和預買を中心に―」〔『史林』四七一―、一九六四〕参照。

⑩ 宮崎市定註⑥前掲書第四章参照。

⑪ 周藤吉之「宋代の兩稅負担―特に毎畝の兩稅額について―」〔『中國土地制度史研究』所収〕は、この問題に関する先駆的研究であり、以下掘る所多いが、ここでは氏の分析では不十分だと思われる「稅錢」と夏稅本色との対応を中心に検討を加える。

⑫ 『新安志』卷二、叙貢賦、「稅則」。因みに中田園（毎畝稅錢一五〇

文の夏稅は袖三寸、絹一尺二寸五分、布五寸、綿二錢、見錢四三文七分五厘、塩錢九文、脚錢八文。下田園（毎畝稅錢一〇〇文）の夏稅は袖一寸二分、絹一尺五寸、布二寸五分、綿一錢、見錢二七文七分五厘、塩錢六文、脚錢六文。

⑬ 同「雜錢」。雜錢凡三色、皆起於五代割塊時。稱塩錢者、官拋口給食塩而畝其直。稱翅錢者、給民翅、使得釀酒、而歸其翅之直於官。稱脚錢者、每貫出錢五十、以備解莞至広陵。及南唐之末、淮南産塩之郡、為周世宗所下、無以給民、因以旧所得之數、紐為正稅、但輸之。及國家削平僭亂、酒酤在官、不復給翅、而輒輸之費、出於公上。有司因循失於申請、每稅錢一貫者、輒存此三色、為錢三貫九百五十、總名曰雜錢。別而言之、則曰塩錢・翅錢・脚錢、亦曰塩錢・脚錢・見錢。凡為錢五万緡有奇。

⑭ 前註に引いた原文に「每稅錢一貫者、輒存此三色、為錢三貫九百五十」と見える。この「三貫九百五十文」の額は、上田園の「雜錢」計七九文の五〇倍、すなわち五〇畝分に相当する。上田園の五〇畝分の「稅錢」額は十貫となるから、原文の「一」は「十」の誤りと見なければならぬ。また註⑫の錢額によって中・下田園の「雜錢」額の「稅錢」額中に占める比率を見ると、いずれも約三九・五%となる。

⑮ 同⑫。其後有司不直令輸錢、從而折變之。故於稅絹之外、有折錢絹。稅袖之外、有折錢袖。稅綿之外、有折錢綿。苗米之外、有折錢米。苗麥之外、有折錢麥。其多寡歲歲不同。然旧制、郡納納絹、每匹不過數兩、故絹折錢七百七十、袖折錢七百三十一、布折錢三百五十、綿每兩正耗折錢六十二文五分、猶為相近。自頃物帛益好、價直益高、而所折之價、猶如其故、大率數倍於五万緡之數。

⑯ 原文。宋代相仍、失於釐革、然尚視田土之肥瘠、分為四等。曰上、曰中、曰下、曰不及等。嘗考之、上等、中等者、田則夏有綿、秋有米四升五合或五升。地則夏有糸・綿・大小麥。下等之田、則夏無綿、秋

有米四升五合。地則夏無糸・綿・大小裘。不及等者田、則夏稅無幾、秋米一升。地則夏稅絹一分、塩錢一文而已。

①⑦ 『澤祐琴川志』卷六、叙賦、稅。「國初尽削錢氏自配之目。遣右補闕王永・高象先、各乘通馬、均定稅數。只作中・下兩等。中田一畝夏稅錢四分、秋米八升。下田一畝錢三文三分、米七升四合」。なお註①⑨参照。

①⑧ 『玉峯志』卷之中、稅賦。

①⑨ 『淳熙三山志』卷一〇、版籍類一、墾田。初偽闕時、墾田一万四千一百四十三頃一十六畝有奇、白配錢二万三百八十四貫四百有奇、斛斛九万二千七百余石。皇朝太平興國五年有言、兩浙大戶租賦反輕、貧下之家輸納則重〔原註、是時本州隸兩浙。乃詔朝臣王永・高象先、赴州相度。於是官私田產、喫命弓量。以偽闕時白配錢米、麥租額均定、總夏稅錢二万三百八十四貫有奇、苗米十七万三千九百余石〔原註、咸平初始分折科〕。

②⑩ 同右。未幾著作佐郎李妥再至、始獨異時諸雜浴徵物色。更以官私田產、均為中下兩等定稅。中田每產錢四分、米八升、下田每三七七分、米七升四勺。園囿一十文、丁人輸錢百。總夏稅錢一万五千六百三十三貫二百六文、米一十万二千五百二十八石四斗六升五合。

②⑪ 同右。咸平初、夏稅及身丁錢、總二万九千七百四十四貫有奇。大中祥符四年、詔放身丁錢、獨夏稅七千六百九十九貫有奇。

②⑫ 同、卷一七、財賦類、歲取、二稅・塩役。久例、以三千六百九十九貫、折科紬一千匹、裨布一万匹、小麥一千五百石〔原註、紬每匹元折產錢六百五十文、裨布每匹元折產錢二百四十四文、小麥每斗元折產錢四十七。通年分拋下十二畧、仰攤數於五等人戶產錢上科折、取令公平〕。

②⑬ 註①⑩引用文末尾の原註による。

②⑭ 兩浙路は「於鄉村、以田土物力貫百・稅錢・苗米頃畝均定」とされ、

三つの基準を併用しているのは、路内の地域差の反映と見られる。荆湖南路で「稅錢」を採用したのは道・柳二州、梓州路では梓州・遂州・普州・渠州・広安軍の岳池・祈明兩県・懷安軍。成都府路では成都府及び彭・漢・邛・蜀・陵・簡・嘉・眉・雅の諸州。

②⑮ 北宋期、華北において「稅錢」の存在を検証することは困難である。十世紀末、開封府に「隨畝地錢」なる税目が見られるが〔『宋会要』食貨七〇、蠲放、至道三年閏十月条、これは附加税であったと思われる。また十一世紀中ごろ、河北・河東の民兵である「強壯」の徵発の際、三等以上の戸に、「稅錢」二貫につき斂一を備えさせたという〔『宋史』卷一九一、兵志五、郷兵、慶曆二年条。筆者は前稿「宋代における戸等の定立とその機能」〔昭和五四年度科研費総合研究A〕「宋元代の社会と宗教の総合的研究」所収〕において、これを華北における「稅錢」存在の事例と解したが、江南諸路と同方式の「稅錢」ではなく、兩稅塩錢と見るべきかも知れない。

②⑯ 『長編』卷四三、咸平元年秋七月壬戌「先是、有詔、諸路課民種桑。廣西、運使陳堯叟上言曰、臣所部諸州、土風木異、田多山石、地少桑蚕。昔云八蚕之繭、諫非五額之俗……今臣以國家軍須所急、布帛為先、因勸諭部民、廣植麻苧、以錢鹽折變取市之……欲望、自今許以所種麻苧頃畝、折桑葉之數、請畧令佐、依例書歷為課民以布」。

②⑰ なお、京西南路〔『中書備對』では「稅錢」基準を採用していない〕の襄州では「本州委官勘會、今界水陸田稅數、自來於稅錢貫百上一例紐納色額、即別無水陸頃畝上紐納稅數色額」〔『宋会要』食貨七〇、賦稅雜錄、熙寧四年十月十日、前知襄州・光祿卿史炤言〕といい、田土を稅錢額で表示したことが知れるとともに、稅錢表示を行わない場合、田土面積を基準に直接稅額を割り付ける方法をとったことがわかる。

②⑱ 陳傅良『止齋先生集』卷五、赴桂陽軍擬奏事劄子第二「國家肇造之

初、雖削方鎮專賦之弊、以天下留州錢物、尽名保省、然非取也。當是時輸送、毋過上供、而上供未嘗立額……自建隆至景德四十五年矣。

応在金銀錢帛糧食雜物、以七千一百四十八万計、在州郡不食、可謂富歲天下矣。大中祥符元年、三司奏立諸路歲額」。

第三章 宋代兩税の折納方式と折納価格

「税錢」額を基準とする絹帛の夏税本色化が江南諸路で行われた後、夏秋正税の諸項目は形式上全国的に統一され、こうして整備された科徴方法のもとで、様々の形態での折納が行われることになった。本章では、宋代における兩税の折納が、いかなる理由と目的をもって行われたか、その幾つかの形態を分析しながら、折納価格の決定方法及び錢納問題について検討を加える。

第一節 折納と市価との関係

宋代兩税の折納において、注意すべき点は、絹帛を夏税本色化する際の折納、すなわち「税錢」額を絹帛額に換算する際の折納と、夏税本色化した後、見錢を含む他物との間で行われる折納とが、制度上持つ意味の相違である。前者の折納は、要するに夏税絹帛（及び、地域によっては小麦・雜錢）の納入額を割り付ける基準値として「税錢」額を用いるだけの、いわば不可逆的な折納である。従って、絹帛額から「税錢」額に立ち戻って、その額を錢納させることはない。^①これに對し後者の折納は、原則として市場価格に基づきながら、見錢を含む様々な物品との間で、広範に行われる。

この兩者の相違は、折納価格と市価との関係の面に表われる。例えば福州では、前章第二節で見たように、咸平初の時点で、「産錢」額を紬一疋六五〇文、裨布一疋二四四文、小麦每斗四七文に折価し、以後「久例」となしていた。しかし南宋淳熙年間には、それぞれの市価は四貫、一貫六〇〇文、四三〇文になっており、換算価格として、六〜九倍の上昇を見ながら、「産錢」の折価は固定されたままである。こうした事態は、「雜錢」の折変（所謂『雜變之賦』の場合にも生じている^②）。このような事態が生ずるのは、「税錢」額からの折算によって、絹帛等の納入量が匹丈尺寸等の単位で定められ

るためである。

市場価格の上昇に比例して、「税銭」額と折価を正しく対応させるためには、折価を増額して絹帛等の納入量を減らすか、或いは逆に「税銭」額を引き上げるか、いずれかの操作が必要となる。しかし前者については、絹帛需要の面から到底不可能であり、たとえ絹帛のみ折価を変更したとしても、他物の市価との関係を破壊し、折納制の運用に支障をきたす。また後者については、「税銭」額は、免役銭や折帛銭の科徴などと密接に関連しているため、徴税体系全体に影響を及ぼすことになり、これも変更不可能である。市価との関係において表われる一見不合理な現象は、「税銭」額を基準に夏税諸本色を定めた江南諸地域の両税科徴方法それ自体の矛盾に起因するものといえる。

一旦定められた夏秋両税の諸本色を他物で納めさせる際の折納は市価に基づいて行うことを原則とした。ただ、官府の恣意乃至違法により不当な折価が定められる場合は別としても、折価の全てを市価に依拠したわけではない。また、一口に市価といっても、現実の商品流通においても、需給関係や地域の生産構造の特質などの諸要因に規定され、季節ごと月ごとに常に変動しており、地方市場圏内部においてさえ、或る物品の市場価格は、高低の幅をもって存在するのが常態である。市価による折納は、時期的に変動し、かつ一定の幅をもって存在する市場価格に対応しながら運用されねばならないのである。

第二節 折納の諸形態と折納価格

折納価格は、折納を行う理由や目的のちがいによっても、異った決定方法が採用された。従来、宋代の両税折納については、その恣意性や地方官の違法行為、或いは折価と市価のずれに見られるような事実上の収奪強化といった面が強調されることが多い。しかし絹帛生産ひとつを取ってみてもかなりの地域差をもつ宋代の生産構造に対応して、形式上統一された科徴方法に則って実現される両税取扱は、折納制を媒介にしなければ運用できなかったのであり、折納制が一個の制度としてもつそれなりの合理的側面を見落してはならないであろう。

また、折納の対象となる諸物品は、すでに全国的に形成された銅銭流通経済のもとで、現実に商品としてその機能を果たしている。宋代の両税科徴は確かに現物納付の色彩が強いが、それは決して所謂「現物経済」に対応してとられた納税方法ではない。両税折納における銭納の事例を収集することによって、宋代貨幣経済の発達に直接結びつける見解^⑤もあるが、そうした評価が妥当かどうかは、折納制全体の中に占める銭納の位置づけ如何によるであろう。

(一) 準本色として常態化した折納

咸平三年に江南で絹帛が夏税本色化して以降、おおむね夏税は絹帛・大小麦・雑銭、秋税は苗米・雑銭をそれぞれ本色として科徴する形式が全国的に整えられたのであるが、地方によっては絹帛や苗米その他の生産が僅少、或いは皆無のものもあるわけで、この場合、それに代る当地の産物を折納させる措置がとられる。これは折納制の本来の目的でもある^⑦。

四川の産茶地では、穀物生産を行わないため、賦税は全て茶で折科し^⑧、河北の塩分多く五穀を生じない地方では、塩で両税を納めさせていた^⑨。絹帛生産の少ない広南で、絹布の代りに麻布を納めさせていたことは前に見たとおりであるが、江南西路の衡州茶陵県のように、税米を船舶用の材木で折納させていた所もある^⑩。また、南宋に入ると、両浙の水田地帯で新たに湖田が造成され、これに割り付けた夏税の紬絹本色及び折帛銭の額を、米で折納させ、毎年「湖田米」に添入した例がある^⑪。また太平州では、秋税のうち、布・豆の二項は産出しないため、毎年見銭で折納させていた^⑫。これらはいずれも、その時限りの折納ではなく、当該地方における事実上の本色として固定された、いわば準本色として常態化した折納である。

ただし、夏税絹帛については、あくまでも本色納入を強制して、見銭や他物による納入を認めなかった例も多い。

常州晋陵県では、生産構造の変化により絹帛生産が廃絶したにも拘らず、本色絹帛額が存続したため、民戸は他処で絹帛を購入した上でこれを納めていたし^⑬、桑柘栽培の行われない蘇州・秀州の鄉村では、夏税絹帛は商人から購買した絹帛で納税していた^⑭。絹帛が他の物品と比べて特に官による需要が大きかったためにかかる事態が生じたとも考えられるが、

納税者側での購買を前提とする現物納付は、貨幣経済・商品流通の基盤の上になされる物納の強制である点に注意する必要がある。

(二) 便法としての折納

ここで便法というのは、徴税技術上の便宜の措置という意味で、具体的には絹帛・斛斗の納入量の零細部分、「税銭」額からの割り付けに伴って生ずる絹帛の匹段未満の端数部分の処理方法として、また、山間僻地で苗木輸送の不便な土地に対して特に許可される便法としての銭納を指す。

絹帛の端数部分については、何戸かを合併して整数値となして納付させる、所謂「合零就整」方式の弊が大きいため、国初からすでにその部分を銭納する方法が採用されていた^⑮。また、斛斗の端数部分については、秋苗の残零（未納）部分に限り、その銭納が認められていた^⑯。この他、納税期限が過ぎた後、倚閣した（すなわち残零の）夏税絹帛を、見銭で折納させた事例もある^⑰。

これらの銭納に共通する点は、いずれもその折価が、「実直上価」とされていることである。『慶元条法事類』卷四七、賦役門一、受納税租には

諸税租、本戸布帛不成端匹、米穀不成升、糸綿不成両、柴蒿不成束、聽依納月、実直上価納銭。

とあり、端数の銭納は「納月実直上価」によることを原則としており、同じく卷三二、財用門、理欠には

諸欠金銀銭帛糧草及軍須、並理本色、……其穀願以倉例折納、或納実直上価者、聽。

とあり、欠負（滞納分）の銭納もやはり「実直上価」によるとしている。「実直上価」は高低の幅をもって存在する市場価格の高価のものを指す。滞納・未納部分について、これを見銭でなく、他の穀物や絹帛で折納する場合には「納月実直中価」とされていることと対比させた場合、納税する側から見て、銭納は明らかに物納よりも不利である。官府による物納優先の姿勢が、上価・中価の区別に反映したものと見るができる。

次に、交通の不便な土地で許可された錢納の事例を見てみよう。

南宋の初め頃、淮南西路と江南西路の境界に位置する舒州では、上供米麦を市価により見銭で折納してもよいこととされたが、その理由は「地、山僻に居り、行運に艱し」というものであった^⑩。また、兩浙路の一部地域で、兩税額中一定部分を銀で折納することが許されたが、その対象とされた地域は、温・台・処・徽州の「水路を通ぜざるの去処」に限定されていた^⑪。また、臨安府の於潛・新城・昌化の三県では「山郷の戸を優恤せんが為めに」古くから苗米の時価による錢納が認められていた^⑫。十三世紀になると、福州長溪県では、陸の孤島の如き地理的条件に基づき、苗米の全額を見銭で折納させることとした^⑬。これらの事例は全て交通が不便で苗米の輸送が困難な地域に許可された錢（銀）納であり、福州長溪県の例を除いて、他は全面的な錢納化ではなく、錢納の許容に過ぎない点が共通している。後に見るように、宋代を通じて苗米の錢納は原則として禁じられていたので、これらの事例は、交通の不便を理由とする錢納の特殊例であり、徴税技術上の便宜の措置と見られるのである。なお、いかに山間僻地といえども、貨幣流通を前提としなければ錢納が不可能であることはいうまでもない。

(三) 臨時に行われる折納

(一)で見た準本色の指定が恒常的な折納であり、(二)で見た錢納が徴税技術上の便法であったのに対し、ここではふつう「支移折変」と呼ばれる不定期的な納入物品及び納入先の変更、災傷による物資の欠乏や、逆に豊作による穀価の低落などに対応して、臨時に行われる折納について検討する。

「支移折変」は、主として軍糧調達上の目的から行われるものであるが、西北辺国境地帯の緊張が高まるにつれ、頻繁に行われて、大きな弊害をもたらした。その原因の半ばは、事実上の労役に他ならない「支移」にあり、半ばは、不定期に強制される「折変」にあった。「折変」は、地方官の恣意で発動してはならず、納税先及び納税物品の変更は、納税開始の半年前に民戸に通知し、三月前には毎戸の納税額を帳籍に記入することが原則とされ、またその折価については、『廢

元条法事類」卷四七、賦役門一、支移折変に、

諸人戸輪納稅租、應支移折変、転運司以納月上旬時估中価准折。有違法者、提点刑獄司覺察奏劾。

と見え、「納月上旬の時估」を以て「中価」で折価するとしている。「中価」とは、「在市見売見買の実中価」或いは「中等実直価錢」ともいうように、市場価格の平均値をいう。しかし、「時估」「中価」といっても、

名曰時估、実非隨時、名曰中価、実失其中、名曰依法、其实侮法。且如六月納表、即市司於五月中先減表価、僅留三四分、至折科已定、即頓増価。〔宋会要〕食貨七〇、賦稅雜錄、政和二年（一一二二）八月十八日条

というように、時期を守らず、估価も中庸を失し、「市司」の手で悪質な市場価格の操作がなされたりした。南宋に入ると、「中価」の決定は

諸州折变物帛、至有数倍者。州県漕司、不復加恤。欲望、行下諸路、应今後折科、並令市長・牙人、以中価紐估。〔宋会要〕食貨七〇、賦稅雜錄、紹興二年（一一三二）八月二十三日、左司諫吳表臣言

というように、「市長」「牙人」を介して行わせようとし、これが裁可されている。彼らの市場への関与の実態に立ち入る余裕はないが、「中価」の估定は、「納月上旬」という時期の限定と、市場価格の平均値という二つの点において、「折変」の臨時的・不定期的性格に対応した折納価格の決定方法であるといえよう。「支移」を伴わない、臨時の折納の場合も、折価は「中価」を原則としたと見てよい。

なお、「中価」の初見は、管見の限り、『長編』卷一七九、至和二年（一〇五五）五月辛未の条に、

詔河東転運司、今春限霜殺桑、其被災州軍夏稅絹、聽依中価輪錢。

とあるもので、降霜による蚕桑の被害により、夏稅絹を「中価」で錢納させている。同じ錢納でも「実直上価」によらず、「中価」によるとした理由は、この錢納が端敷の処理といった便法とは異なり、本色が欠乏した事態のもとでの止むを得ざる臨時の措置として行われたためである。

災傷により本色の物資が欠乏した場合、おおむね夏税に対してはその年の秋税諸色または見銭で、秋税に対しては見銭で折納させている^③。この場合、夏税・秋税の穀物相互の間で折納が行われることになるが、穀物相互の間には、国初以来、「倉例」による換算率が定められており、必ずしも市価による必要はなかった。穀物による折納の際、市価を基準とすることとしたのは、熙寧末年以降のことである。すなわち『長編』卷二七七、熙寧九年（一〇七六）八月己卯の条に、

命權發遣利州路軫運判官・太子中允黃廉、太常寺丞王子韶、並提舉陝西折納欠負。……仍令諸路軫運・提舉司、応折納斛斗、並取在市実直、揭榜許人情願。仍臨時量增價錢。

とあり、欠負を斛斗で折納させるに当たり、「在市の実直」を取り、さらに「時に臨んで價錢を量増」させている。なお、斛斗による折納の際、折価を市価によるとした原則は、その後

諸路折納斛斗、合遵熙寧法、用納月実価。『宋会要』食貨七〇、賦税雜錄、政和元年（一一二一）三月二十九日、戸部言
または、

湖北二税、自崇寧五年後、漕司多不依照豐例、創行紐折。（同、同年四月六日、臣僚言）
とあるように、「熙寧の法」「熙寧の例」と呼ばれ、新法期における一つの新しい措置であったことがわかる^④。

また、「臨時」とは、具体的には、豊作で穀物の収穫が増え、穀物価格が低落している場合に限定される。収量の増加を利用して欠負を折納させるわけであるが、低落した穀価での納入は農民に不利なため、市価に一定の上積みをした折価が決められる。しかし穀価が回復してくれば、この措置は停止される。熙寧十年（一〇七七）の詔に

方春民間乏食、穀價稍長。權停增價折納欠負、以候豐稔。〔『長編』卷二八〇、同年二月乙酉）

とあるように、これが臨時の措置であることは明らかである。熙寧元豊以降、何度かこのような措置がとられている^⑤。

（四）違法な折納

宋代には、しばしば指摘されるように、地方官による違法な折納が行われた。違法な折納としては、折納を禁止された

物品を折納させるもの^⑤、折納価格の決定が違法なもの、及び兩者を含むものがあるが、ここでは補足的に触れるに止める。北宋期には、秋苗米を見銭で折納させたという理由で地方官を処罰した例があるが^⑥、秋苗の銭納は、残零（未納）部分の納入、運輸困難な地域での特例、及び災傷を理由とする臨時の措置を除き、原則として禁止されており、南宋では何度かにわたって禁令が出されている^⑦。

また、納入すべき物品を次々と恣意的に変更し、その間に折価をつり上げる「反覆紐折」^⑧は、違法な折納の典型的な例といえる。現実の市場において変動常ならず、また同一市場圏においてさえ高低の幅をもって存在している市場価格に、的確に対応することは、国家による統制を強化し、現場の官吏の処罰規定をいかに整備してみた所で、容易に保証されるものではなく、そこには常に不正が入りこむ余地があったことは言うまでもない。

結びにかえて

宋代の兩税法は、折納制を媒介にしてその科徴方法を整備したものであり、市場価格に依拠して見銭及び他物による折納を行った。折納価格は、市価のうち、中価によるもの、上価によるものの別があり、折納を行う理由や目的によって異なった市価を採用し、時に一定の上積みを行うこともあった。流動的な市場価格に依拠する折納は、しばしば地方官による違法を招いたし、「税銭」額を基準に絹帛を正税化した江南諸路では、市場価格と折価との間に大きな隔たりが生じていた。このような矛盾は、すでに全国的に成立している銅銭流通経済の上に、国家の地代^⑨兩税を現物で收取することを原則とした科徴方法それ自体が内包する矛盾に他ならない。

折納における銭納が、山間僻地の輸送の困難性、端数の処理など徴税技術上の便法、或いは災傷による物資の欠乏などに基づく、いわば便宜的・補完的な部分に限定されていた事実は、兩税に関してはあくまで現物納入を維持しようとした宋朝の姿勢を示すものである。

一方で宋朝は、塩課等の課利は別としても、身丁銭や諸種の銭額制の附加税によって、郷村から多量の銅銭を徴取している。これらの科徴は、言うまでもなく郷村における銅銭流通を前提としたものであり、輸送の困難を理由として銅銭或いは銀による苗米の折納が許可された背景にも、山間僻地といえども農民が貨幣を調達し得た現実がある。宋代の兩税科徴における折納は、現物納付を原則としながらも、流通経済の基盤の上に形成される市場価格に依拠して運用された。とすれば、折納における銭納も、その事実だけをもってしては、貨幣経済の発達或いはその限界を計る指標とはなし得ないと思われるのである。

- ① 東一夫氏は第一章註③論文において「税銭とは田税の銭数であり」「兩税本色の銭数は本色通りに銭納した」とされるが、十一世紀以降、「税銭」銭納の事実はない。また河上光一氏は同註前掲書において、夏税戸税とされ「金納を奨励されていた」とされるが、銭納奨励の事実も見当たらない。
- ② 『淳熙三山志』卷二七、財賦類、歲収、二税・塩役、夏税「皆估納月中佃，令人戶輸納。計錢二万六千七百五十貫文足〔原註、見納中佃、每匹紬四貫、裨布一貫六百文、小麦每斗四百三十文〕。中佃とは市価の平均値であり（本章第二節（三）参照）、この銭額は換算額で、銭納を意味しない。
- ③ 前章註⑩参照。また『宋会要』食貨七〇、賦稅雜錄、政和元年（一一二一）三月二十九日の戸部の言によれば、京西路の「塩雜錢」の折変は小麦で行い、その折佃は五州温県・潁州汝陰県でそれぞれ五二文、三七文と定めていたが、大觀二年（一一一〇）には物価上昇によりそれぞれ市価二〇文、一一二文になっていたという。
- ④ 周藤吉之「王安石の免役錢徴収の諸問題」（『宋代史研究』所収）、曾我部静雄前章註⑦論文六「課稅準則」参照。
- ⑤ 例えば東一夫前掲論文。
- ⑥ 新法期に華北を中心に実施された方田均税法においても「夏稅併作三色、絹・小麦・雜錢。秋稅併作兩色、白米・雜錢」（『宋会要』食貨七〇、方田雜錄、熙寧五年条）という形に整理されている。なお、所により秋税に絹帛を含む場合もある。
- ⑦ 『慶元条法事類』卷四七、賦役門一、受納稅租「諸稅租、非本土出產、或歲不豐、隨所有、依倉例折納〔原註、人糶・馬糶、不得互相準折、不產小麦所、准許以糶米折〕。其雜色田、不取本色者准此。
- ⑧ 呂陶「淨德集」卷一、奏具置場買茶施行出荒遠方不便事狀「今川蜀茶園、本是百姓兩稅田地、不出五穀、只是種茶、賦稅一例折科。
- ⑨ 『長編』卷一五九、慶曆六年十一月戊子「河朔土多塩鹵、小民稅地、不生五穀、惟刮鹽煎之、以納二稅」。
- ⑩ 『宋会要』食貨七〇、賦稅雜錄、元豐四年四月二十一日詔「衢州茶陵縣、歲以稅米折納船材、運至潭州造船。
- ⑪ 同、賦稅三。乾道五年七月二十五日、知紹興府史浩言「昨因經界法行、官吏無卹民之心、尽將湖田作籍田打量、計二十三万五千二百二十二畝有奇、苗米總計八千八百七十石有奇、夏稅紬絹綿本色、折帛錢共計一万六百四十六貫有奇。今若特前項夏稅紬絹、折变改作苗、以中色佃紐計、米三千二百一十七石二斗七升五合、……詔、紹興府將前項紐計錢、

省倉中界見行糶米師直、作二貫文、九十九陌折納米一石、添入每年認
發湖田米起發施行。

⑬ 同、淳熙十五年十二月一日「太平州言、毎年合理秋稅教內布・豆二
項、本州不產、係折納餉錢」。

⑭ 『咸淳毗陵志』卷一三、風土、土產、帛之屬、謂「曩有機戶善織、
号晉優綢、今絕。郡之民戶、歲輸租絹、皆先期于溧陽諸処售、以充賦」。

⑮ 程俱『北山集』卷三七、狀劄三、乞免秀州和買絹狀「皇祐五年七月
十二日、州准軫運司牒、准三司戶部牒、准中書批狀指揮節文。兩折軫
運使奏、体訪得、蘇・秀兩州鄉村、自前例種水田、不栽桑柘。每年人
戶輸納見稅物帛、為無所產、多被行販之人、預於起納日前、先往出產
処、杭湖州鄉莊、賤價攬搜百姓合納稅物、搯價貨充」。なお後文によ
れば、皇祐元年（一〇四九）に三等戸以下の見錢折納を許可したが、
翌年には旧に復している。

⑯ 『長編』卷一六、開宝八年（九七五）三月壬寅詔「比者民輸租、其
袖絹不成疋者、率三戸五戸合成疋以送官、頗為煩擾。自今袖不滿半
疋、絹不滿一疋者、計丈尺輸其直」。同卷三五、淳化五年（九九四）
三月戊辰「民所納夏稅余租、隨其數、各異已名以輸、不得異戸合抄。
其有疋帛零丈尺者、止依時估上等價、折納緡錢」。

⑰ 『長編』卷二五九、熙寧八年（一〇七五）春正月乙卯「又詔、開封
府人戸去年納外殘零秋稅、願納見錢者、聽」。また、『東塘集』一一、
倚閣臨安府諸県苗稅殘零狀「臣切見、本府見催諸県連年苗稅殘零積
欠、……臣愚欲望、聖慈行下本州、將紹熙元年諸県見催苗米折錢、及
元年二年諸県見催物帛折錢三項、尽行倚閣」。

⑱ 『長編』卷三三三、元豐五年（一〇八二）二月癸丑朔「提点開封府
界諸県鎮公事葉温叟言、諸県夏稅、輸納有期、方行倚閣。統有旨、令
上三等納本色。綠本色多系綿袖絹、今已過時。雖法許納錢、而官估物
價錢幾倍、殆成空文。詔、諸租系綿布帛折納、並依實直上價」。

⑲ 『慶元条法事類』卷四七、賦役門一、受納稅租「諸積欠并殘零、二
稅收或日、県以納月物帛、實直中餉、并折納法榜示〔原註、物帛謂澁及
袖絹、糸綿、縵、羅、布〕、聽人戸情愿折納」。

⑳ 『宋會要』食貨七〇、賦稅雜錄、紹興十六年（一一四六）七月二十
六日「權發進舒州汪希且言、本州認發上供米麥、綠地唐山僻、艱於行
運、欲乞權依市直、折納餉錢起發、內願納本色者聽。從之」。

㉑ 同、食貨七〇、賦稅三、乾道元年（一一六五）五月三日「詔、江浙
州軍每歲人戸合納二稅物帛等、內温・台・処、徽州係不通水路去処、
依指揮計人戸依立定分數、並依銀折納」。

㉒ 同、食貨七〇、稅（賦稅）、紹興二年（一一九二）十月六日「知臨
安府謝深甫言、於潛・新城・昌化三県秋苗、並折納時餉。本為優恤山
鄉人戸。歲月綿遠、浸失本意、今每石折餉五貫、歲時之豐歉、米價之
低昂、一切不問、往往每遇災歲、民反病焉」。

㉓ 同、食貨六八、受納、嘉定五年（一二二二）閏九月二十二日「臣僚
言、竊見、嘉定之始、福州使臣以長溪縣去州絕遠、陸限峻嶺、海涉驚
濤、民戸輸苗、跋涉艱阻、請以本県歲管苗額、悉令民戸就県折餉納
錢」。

㉔ 佐伯富「王安石の澱田法」〔中国史研究〕一（所収）第一節補註⑦參
照。

㉕ 『宋會要』食貨七〇、賦稅雜錄、慶曆四年九月「參知政事賈昌朝言、
用兵以來、天下民力頗困。請下諸路軫運司、毋得承例折交科率物色。
其須科折者、並奏聽裁、即雖有宜勸及三司移文、而於民不便者、亦以
聞。從之」。

㉖ 同、慶曆六年三月詔「諸路軫運司、凡夏秋稅支移折交、自〔今〕並
於未起納半年前、揭榜曉諭之」。

㉗ 『慶元条法事類』卷四七、賦役門一、拘催稅租「諸稅租、県於起催
前兩月、真書開具每戸應納教單子。折交者、具折交實數送納。処所令

佐、分定郷村、案簿点對畢、付催稅人給散。

⑳ 『宋会要』食貨七〇、賦稅雜錄、宣和七年（一一二五）四月七日詔「諸路賑運司・常平司、行下州縣、取索去年人戶底干（欠負）、見合催理稅賦・租課・均糶等、兼以二麥折納、仍以在市見充見買實粟中餉、取問情願、不得高擡小估、及抑勒搔擾」（「内は食貨九により補う）。

㉑ 同、瑞興三、蝗災、元符元年（一〇九八）十一月四日「戶部言、……亦許募人捕取、當官交納。每虫一升、官細色穀斗二升、蠅虫五升、或飛蝗一斗、各給一升。蠅蝗子多易得處、各減半給。如給箇色、並依倉例紐折、或給中等實直餉錢」。

㉒ 宋代牙人の機能については宮沢知之「宋代の牙人」（『東洋史研究』三九一）参照。

㉓ なお『宋会要』食貨六四、匹帛雜錄、嘉祐三年（一〇五八）十二月の詔には、絹帛の和市に「中估」の語が見え、同食貨七〇、賦稅雜錄、嘉祐元年（一〇五六）九月の赦書には「平估」の語が見える。これらも「中餉」と同義と見てよいであろう。

㉔ 『宋会要』食貨七〇、蠲放、淳化二年（九九二）十月詔「乾州・鄜州旱損夏苗、……除旱損全放外、其合納今夏正稅及緣納、乾州十分中特減五分、見催者、許以秋來豆折納。」「長編」卷一四、景祐元年（一一〇三）閏六月己巳「江南東路今年夏稅、聽民輸見錢。以久雨害稼也。」「宋会要」食貨七〇、賦稅雜錄、紹興三年（一一三三）正月三十日「南康軍言、本軍昨因兵火、人戶去年秋稅無力耕種。欲望、行下許本軍令上戶送納本色、下戶以市餉折納見錢……從之」。

㉕ 前章註②小野寺論文参照。

㉖ なお「雜錢」も斛斗で折納させることが多かったが、その場合も『宋会要』食貨七〇、賦稅雜錄、政和元年（一一一一）三月二十九日

の条に「兩稅雜錢・塩錢、折納斛斗、用納月實餉、此、熙豐之制也」というように、熙寧以降、市餉によることとした。

㉗ 『長編』卷二八九、元豐元年（一一〇七）夏四月乙亥条、『宋会要』食貨七〇、賦稅雜錄、紹聖元年（一一〇四）七月二十八日詔、同紹聖三年（一一〇六）三月二十六日条、同年五月二十一日詔、同宣和七年（一一二五）六月十一日詔等。

㉘ 『宋会要』食貨七〇、賦稅三、乾道三年（一一六七）正月二十五日「今畷道有將諸色物帛一例科折、互相出入、合折者暗納本色、不合折者反輸餉錢」。

㉙ 『長編』卷二一八、熙寧三年（一一〇七）十二月甲子「降知壽州・太常丞鞠真卿為太子中允。坐前任江西賑運使抑勒百姓、以苗米折納錢、劾去官勿論特責之」。

㉚ 不法は、多く豊作で穀価が低落した時になされる。『宋会要』食貨七〇、賦稅雜錄、紹興二十一年（一一五一）二月一日「郡縣或因米價賤、於輸納之時、却欲以苗折錢。欲望、申勅郡縣守令監司覺察、許人戶越訴。從之」。なお苗米折錢を禁ずる旨の南郊赦が、紹興二十二年（一一五二）十一月十八日以降赦度にわたって出されている（同、賦稅雜錄。また王折『続文獻通考』卷四、支移折糶、紹定二年（一二二九）詔、咸淳三年（一二六七）六月条も苗米の折糶を禁じる内容である）。

㉛ 『宋会要』食貨七〇、賦稅雜錄、高宗建炎元年（一一二七）五月一日赦「諸路稅賦、必支移折糶、官司往往反覆紐折。如合納見錢、小估餉值、直令輸油絹、却以油絹之直、折納糸綿。又將所折糸綿、却納見錢之類、重困民力」。このほか、同宣和七年（一一二五）十二月二十一日条、同紹興六年（一一三六）四月二十六日条等。

（島根大学法文学部助教）

The Officials of *Doshadome* 土砂留, the Prevention
of Landslide and the Peasants in the Valleys
of the *Yodo* 淀川 and the *Yamato* 大和川

by

Kunihiko Mizumoto

A new system was founded by order of the *Shogunate* in the first year of *Jōkyō* 貞享 (1684) so as to prevent the landslide in the valleys of the *Yodo*, the *Yamato* and their branches.

In this institution eleven *daimyōs* nearby were appointed to the directors. Forty one counties in the *Yamashiro* 山城 and the other four countries were left to them one by one. The officials under the *daimyōs*, who were called as bailiffs or officials of *Doshadome*, regularly patrolled the county under their charge and preserved the banks. Under this system many villages received the officials of *daimyōs* other than their own lords. So they had constant contacts with the officials of other provinces.

Such situation made an epoch in the history of rural life in those countries, with *Murakata-jifushin* 村方自普請, the construction work by the village itself in principle, with the reception for coming officials and with the obstruction to the farming by the prohibition of weeding.

Chê-na 折納 of *Liang-shui* 兩稅 in *Sung* 宋 Period

by

Kazuyasu Shimasue

Many respects remain to be explained as to how the method of tax collection in *Liang-shui-fa* 兩稅法 of *Sung* Period, which tends to be the payment in kind as compared with that of *T'ang* 唐 Period, was realized.

This article clarifies that the aim of *Chê-na*, substitutional payment

in *Liang-shui-fa*, was the payment of silk goods in *T'ang Period*, and then investigates the transformation of the tax collection method in *Liang-shui-fa* from the late *T'ang* to *Five Dynasties* and the early *Sung*.

Furthermore, this confirms that the regional differences between north and south since *Five Dynasties* dissolved and that the method of tax collection in *Liang-shui* was fully equipped by the attempt to make *Hsia-shui* 夏稅, summer tax of silk goods on a basis of the sum of 'Shui-ch'ien 稅錢', more regular in *Chiang-nan-Lu* 江南路 through the system of *Chê-na* from the early *Sung*, A. D. 1000.

Finally, the principle and the forms of *Chê-na*, the fixing method and the situation of money payment are also analyzed.

The Painters and Their Revival Movement in the Painting Circles of the *Yüan Era* 元代

by

Jitsuzo Tamura

The *Yüan era* was the turning point in the history of the Chinese painting.

The *yüan-ti-hua* 院体画, which had been the main current for about one hundred years since the reign of *Hsüan-hê* 宣和 (1119-1125), fell into the conventional mannerism and lost vigor rapidly with abolition of the *Hüa-yüan* 画院 in the middle of *Nan-Sung* 南宋.

Meanwhile, the *wên-jên-hua* 文人画, which aimed at the subjective art of painting, had gradually hit taste of the literate since the end of *Nan-Sung*. It was negligence of the Chinese culture by the *Yüan* dynasty that promoted the tendency. And the Chinese literate who lost the hope of the advance in the officialdom found a vent in the literature and art.

The school of the *wên-jên-hua*, which became influential, professed the revival and reform movement in the painting circles. Its pioneers are *Ch'ien Hsuan* 錢選, *Chao Mêng-fu* 趙孟頫 and *Kao K'o-Kung* 高克恭. Succeeding to them, four prominent painters from *Chiang-nan* 江南, *Huang Kung-wang* 黃公望, *Wu Chên* 吳鎮, *Ni Tsan* 倪瓚 and *Wang Mêng* 王蒙, accomplished the *wên-jên-hua* at the end of *Yüan era*. Their